

派遣労働者への安全衛生教育が必要です

～労働災害が急増しています～

派遣労働者に対する法定の安全衛生教育の実施等について、

労働災害防止に必要な内容・時間をもって行うこと（雇入れのとき、派遣先が変わった時、作業内容が変わったとき）

派遣元事業場と派遣先事業場が十分に連絡・調整することが重要です。

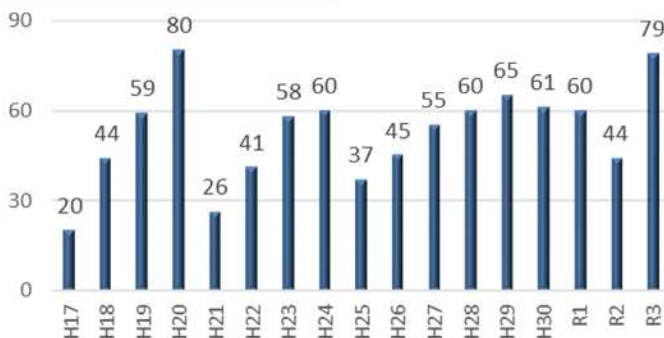
特に製造業では、派遣労働者の労働災害発生率は高く、中でも、経験期間の浅い方の労働災害の占める割合が高くなっています。

派遣労働者の労働災害発生状況

長野県内で派遣労働者の労働災害は、令和3年は過去2番目に多く、令和4年は上半期に昨年を上回るペースで発生しています

派遣労働者の労働災害のうち4分の3が製造業で発生しています

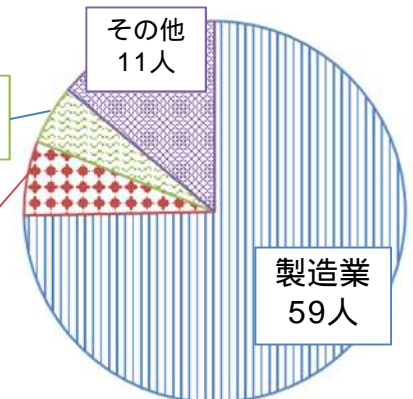
労働災害件数の推移



出典：労働者死傷病報告（休業4日以上死傷、長野県）

業種別

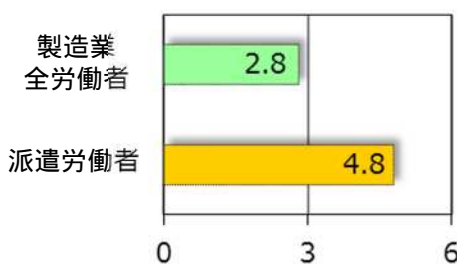
道路貨物運送業4人
社会福祉施設5人



出典：労働者死傷病報告（令和3年、長野県）

製造業における派遣労働者の労働災害発生率は全労働者に比べて高くなっています
製造業で被災した派遣労働者の約7割が経験年数1年未満です

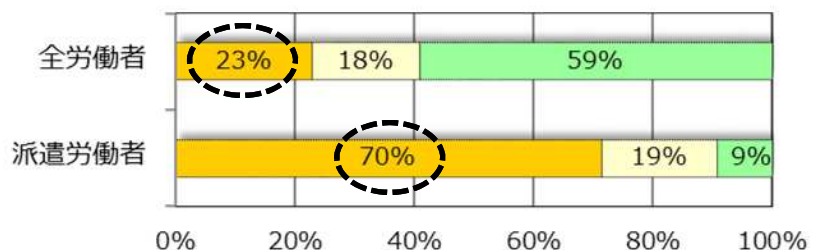
発生率（年千人率）



出典：「労働者死傷病報告、労働力調査」（平成25年、全国）

経験期間別

経験年数 ■ 1年未満 ■ 1年以上3年未満 ■ 3年以上



出典：「労働者死傷病報告」（平成25年、全国）

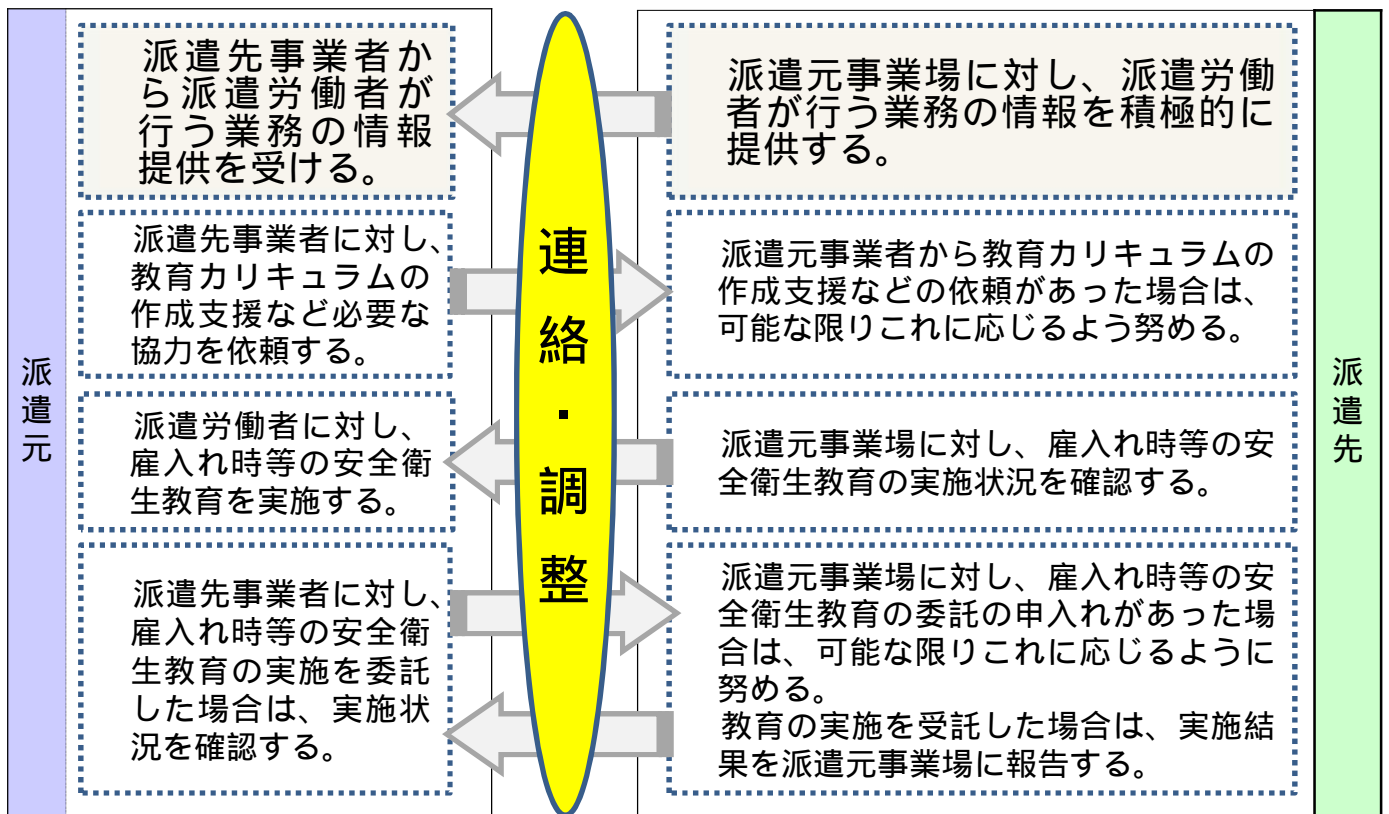
派遣元・派遣先事業者が行う安全衛生教育

派遣労働者については、雇入れ時・作業内容変更時（派遣時）の安全衛生教育は派遣元に、危険有害業務に従事する者に対する特別教育は派遣先に実施義務があります。

<安全衛生教育>

派遣元	派遣労働者を雇入れたとき	雇入れ時教育
	派遣先事業場を変更したとき	作業内容変更時教育
派遣先	法令で定められた危険・有害な業務に派遣労働者を従事させるとき	特別教育
	受け入れている派遣労働者の作業内容を変更したとき	作業内容変更時教育

派遣元・派遣先事業者が連携して行う事項



労働災害が発生したとき

派遣労働者が労働災害などにより死亡したとき、または休業したときには、**派遣元と派遣先双方の事業者**がそれぞれ所轄の労働基準監督署に**労働者死傷病報告**を提出する必要があります。

派遣労働者の安全衛生教育・安全衛生活動については、以下のページに各種資料が掲載されています

厚生労働省 ホームページ

「派遣労働者の安全衛生対策について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzeneisei29/index.html

派遣労働者 安全衛生

検索

